

## 第 70 号議案

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、代替保育の提供に係る連携施設の確保及び食事提供の特例の規定を定める必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊後大野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「次条」の次に「第 1 項」を加える。

第 6 条第 1 項中「保育所をいう。」「幼稚園をいう。」及び「認定こども園をいう。」の次に「以下同じ。」を、同項第 2 号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加える。

第 6 条に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 16 条第 4 号を次のように改める。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 23 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 3 項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第 45 条中「第 6 条」の次に「第 1 項」を加える。

附則第 2 項中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加える。

附則第 9 項を第 10 項とし、第 3 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 15 条、第 22 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 23 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。